

平成 29 年 2 月 14 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
(コード番号:8309 東名)

## 三井住友トラスト・グループのコーポレートガバナンス高度化に向けた取組みについて

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:北村 邦太郎、以下「当社」)は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、平成 27 年 6 月に「コーポレートガバナンス基本方針」を制定するとともに、社外取締役及び社外監査役の増員、並びに取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会及び監査委員会の設置等、経営の透明性と適正性の確保に努めてまいりました。当社は、こうした一連の改革を通じ、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいりましたが、このたび、本年 6 月開催予定の当社第 6 期定時株主総会での承認を前提に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行により、コーポレートガバナンスのさらなる高度化を進めていく方針を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 指名委員会等設置会社への移行の目的

当社グループは、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:常陰 均)を中心に、わが国唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合し、お客さまにとってのトータルなソリューションを迅速かつ的確にご提供することにより、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化や、グループ各社の連携による収益力強化に取り組んでまいりました。

同時に、お客さまをはじめ社会からの揺ぎない信頼を確立する為には、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営の実践が不可欠であるとの認識のもと、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

こうした背景のもと、今後、金融を取り巻く環境の急速な変化や国内外の金融規制の強化等に対応しつつ、収益力の強化とコーポレートガバナンスの充実を一層推進していくためには、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力の両立が重要であり、これらを実現するにあたり、さらなる体制強化の一環として「指名委員会等設置会社」への移行が望ましいと判断したものです。

## 2. 指名委員会等設置会社への移行後のコーポレートガバナンス体制

### (1) 迅速な業務執行を実現する経営力の強化

現在、監査役会設置会社である当社は、取締役会において幅広い事項に関する業務執行の意思決定を行っておりますが、指名委員会等設置会社に移行することにより、業務執行に関する意思決定を執行役に委任できることから、迅速な経営判断による柔軟かつ機動的な業務執行の実現がこれまで以上に可能になると考えております。

### (2) 経営の健全性を確保する監督・牽制力の強化

当社は、株主のみならず経営を負託された者としての責任を果たし、お客さま本位の経営を実践しつつ、健全かつ安定的・持続的な成長により中長期的な企業価値の創出を目指すグループ経営管理を行っていく観点から、取締役会において、業務執行の意思決定を執行役に委任する一方で、社外取締役が委員長を務めるとともに構成員の過半数を占める法定の3委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)の設置により監督・牽制力を強化してまいります。

また、当社は、我が国の金融システムにおける重要な銀行(D-SIBs)として高次元のコーポレートガバナンス体制の構築が責務であり、「執行」と「監督」の分離による取締役会の監督機能の強化に加え、当社グループにおける有効なリスクガバナンス体制の構築・高度化を担う「リスク委員会」を設置する予定です。これらの体制強化は、今後のグローバルな事業展開を推進するうえでも意義あるものと考えております。

### (3) お客さま本位の推進体制の高度化

当社グループでは、お客さま本位の徹底を掲げ、フィデューシャリー・デューティーの推進にグループを挙げて取り組んでおりますが、推進体制をさらに高度化するために、当社グループ各社におけるフィデューシャリー・デューティーの取組状況を監督する「利益相反管理委員会」を、取締役会の諮問機関として任意に設置する予定です。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 広報室

TEL:03-6256-6302

<指名委員会等設置会社移行後の当社のコーポレートガバナンス体制>

